

南九州市税に係る延滞金の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月3日

南九州市長 塗木弘幸

南九州市規則第17号

南九州市税に係る延滞金の減免に関する規則の一部を改正する規則

南九州市税に係る延滞金の減免に関する規則（平成21年南九州市規則第13号）
の一部を次のように改正する。

別表2の部3の項中「親族」の次に「(南九州市パートナーシップ・ファミリー
シップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和8年南九州市告示第10号）第6条に規
定する受領証等を交付されている者、かつ、同要綱第11条に規定する宣誓の無効
となっていない者を含む。）」を加え、同部4の項中「親族」の次に「(南九州市パ
ートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条に規定す
る受領証等を交付されている者、かつ、同要綱第11条に規定する宣誓の無効とな
っていない者を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。